
さくら UTOPIA クラウド
EDI サービス
利用規約

－ 第 3.0 版 －



2023 年 10 月 2 日

第1章 総則

(利用規約の適用)

第1条 株式会社さくらケーシーエス（以下「当社」といいます。）は、本利用規約（以下単に「利用規約」という。）に基づき、さくら UTOPIA クラウド EDI サービス（所定のビジネスプロトコルに従った取引関係を対象とした企業間データの変換を行う電気通信サービスを指し、以下「本サービス」とする。）を提供する。

2. 利用規約と個別の利用契約の規定が異なるときは、個別の利用契約の規定が利用規約に優先して適用されるものとする。

(定義)

第2条 利用規約においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用する。

- (1) 契約者
利用規約に基づく利用契約を当社と締結し、本サービスの提供を受ける者
- (2) 利用契約
利用規約に基づき当社と契約者との間に締結される本サービスの提供に関する契約
- (3) 利用契約等
利用契約及び利用規約
- (4) 契約者設備
本サービスの提供を受けるため契約者等が設置するコンピュータ、電気通信設備その他の機器及びソフトウェア
- (5) ビジネスプロトコル
交換するデータの構造規則（情報の種別、データフォーマット、項目表現方法等）
- (6) 本サービス用設備
本サービスを提供するにあたり、当社が設置するコンピュータ、電気通信設備その他の機器及びソフトウェア
- (7) 本サービス用設備等
本サービス用設備及び本サービスを提供するために当社が電気通信事業者より借り受ける電気通信回線
- (8) 認定利用者
当社が契約者の関連会社（契約者と出資、人事、資金、又は技術等に関する継続的な関係を有する会社）、又は契約者の取引先（仕入れ先若しくは得意先その他契約者と継続的な契約関係を有する者）と認定し、利用契約等に基づき本サービスの利用を承諾した者
- (9) 契約者等
契約者及び認定利用者
- (10) ユーザID
契約者等とその他の者を識別するために用いられる符号
- (11) パスワード
ユーザIDと組み合わせて、契約者等とその他の者を識別するために用いられる符号

(通知)

第3条 当社から契約者への通知は、利用契約等に特段の定めのない限り、通知内容を電子メール、書面又は当社のホームページに掲載するなど、当社が適当と判断する方法により行います。

2. 前項の規定に基づき、当社から契約者への通知を電子メールの送信又は当社のホームページへの掲載の方法により行う場合には、契約者に対する当該通知は、それぞれ電子メールの送信又はホームページへの掲載がなされた時点から効力を生じるものとします。

(利用規約の変更)

第4条 当社は、利用規約を随時変更する場合がある。なお、この場合には、契約者の利用条件その他利用規約の内容は、変更後の新利用規約を適用するものとする。

2. 当社は、前項の変更を行う場合は、本サービスの一般公開用ホームページ上に表示することにより行うものとし、表示後1ヵ月経過した時点で全ての契約者に通知したものとみなされるものとする。

(権利義務譲渡の禁止)

第5条 契約者は、あらかじめ当社の書面による承諾がない限り、利用契約上の地位、利用契約に基づく権利、又は義務の全部、又は一部を他に譲渡してはならないものとする。

(合意管轄)

第6条 契約者と当社の間で訴訟の必要が生じた場合には、被告の本店所在地を管轄する地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とする。

(準拠法)

第7条 利用契約等の成立、効力、履行及び解釈に関する準拠法は、日本法とする。

(協議等)

第8条 利用契約等に規定のない事項及び規定された項目について疑義が生じた場合は両者誠意をもって協議の上解決することとする。なお、利用契約等のいずれかの部分が無効である場合でも、利用契約等全体の有効性には影響がないものとし、かかる無効の部分については、当該部分の趣旨に最も近い有効な規定を無効な部分と置き換えるものとする。

第2章 契約の締結等

(利用契約の締結等)

第9条 利用契約は、本サービスの利用申し込み者が、次の各号の事項を記載した当社所定の利用申込書を当社に提出し、当社がこれを承諾したときに成立するものとする。なお、本サービスの利用申し込み者は利用規約の内容を承諾の上、かかる申し込みを行うものとし、本サービスの利用申し込み者が申し込みを行った時点で、当社は本サービスの利用申し込み者が利用規約の内容を承諾しているものとみなす。

- (1)利用申し込み者の氏名(商号)、代表者、住所
- (2)利用開始年月日(設定希望日)
- (3)その他必要事項

2. 利用契約の変更は、契約者が、変更予定日の2ヶ月前までに当社所定の利用変更申込書を当社に提出し当社がこれを承諾したときに成立するものとする。
3. 契約者の氏名(商号)、代表者、住所その他利用申込書の契約者に関わる事項に変更がある場合も、前項同様とする。
4. 当社は、契約者が前2項に定める利用変更申込書の提出を怠ったことにより、契約者が利用変更申込書の不到達その他事由により損害を被った場合であっても、一切責任を負わないものとする。
5. 当社は、前各項その他利用規約の規定にかかわらず、本サービスの利用申し込み者及び契約者が次の各号のいずれかに該当する場合には、利用契約、又は利用変更契約を締結しないことができる。

-
-
- (1)本サービスに関する金銭債務の不履行、その他利用契約等に違反したことを理由として利用契約を解除されたことがあるとき
 - (2)利用申込書、又は利用変更申込書に虚偽の記載、誤記があったとき、又は記入もれがあったとき
 - (3)金銭債務その他利用契約等に基づく債務の履行を怠るおそれがあるとき
 - (4)当社の業務遂行上、又は、技術上著しい困難があるとき
 - (5)その他当社が不相当と判断したとき

(認定利用者による利用)

第10条 契約者は、当社があらかじめ書面、又は当社所定の方法により承諾した場合、認定利用者による本サービスを利用させることができるものとする。この場合、契約者は、認定利用者による利用を自己の利用とみなされることを承諾するとともに、かかる利用につき一切の責任を負うものとする。

(一時的な中断及び提供停止)

第11条 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、契約者への事前の通知、又は承諾を要することなく、本サービスの提供を中断することができるものとする。

- (1)本サービス用の設備等の保守を緊急に行う場合
 - (2)火災、停電等による本サービスの提供ができなくなった場合
 - (3)地震、噴火、洪水、津波等の天災により本サービスの提供ができなくなった場合
 - (4)戦争、動乱、暴動、騒乱、労働争議等により本サービスの提供ができなくなった場合
 - (5)契約者と利用者、又は第三者の間で紛争が生じたとき
 - (6)当社に対し、第27条第1項の請求、又は訴訟の提起がなされたとき
 - (7)当社に対し、契約者に関わるクレーム、請求等がなされ当社の業務に支障をきたすと当社が判断したとき
 - (8)その他運用上或いは技術上、当社が本サービスの一時的な中断が必要と判断した場合
2. 当社は、本サービス用の設備等の定期点検を行うため、契約者に事前に通知の上、本サービスの提供を一時的に中断できるものとする。但し、前項第1号に該当する場合は前項の定めに基づき準拠するものとする。
 3. 当社は、契約者が第15条第1項各号のいずれかに該当する場合、又は契約者が利用料金未払いその他利用契約等に違反した場合には、契約者への事前の通知若しくは催告を要することなく本サービスの全部、又は一部の提供を停止することができるものとする。
 4. 当社は、前各項に定める事由のいずれかにより本サービスを提供できなかったことに関して契約者等、又はその他の第三者が損害を被った場合であっても、一切責任を負わないものとする。

(利用期間)

第12条 本サービスの利用期間は、第13条に定める最低利用期間を基本利用期間とする。

2. 前項の利用期間満了後は、当社が定める方法により期間満了3ヶ月前までに契約者、又は当社から別段の意思表示がないときは、利用契約は期間満了日の翌日からさらに1年間自動的に更新されるものとし、以後もまた同様とする。

(最低利用期間)

第13条 本サービスの最低利用期間は、契約者に本サービスの提供を開始した日から起算して1年とする。

2. 契約者は、前項の最低利用期間内においても、第14条（契約者からの利用契約の解約）に従うことに加え、当社が定める期限までに、解約日以降最低利用期間満了日までの残余の期間に対応

する利用料金に相当する額及びその消費税相当額を一括して当社に支払うことで利用契約の解約を行うことができるものとする。

(契約者からの利用契約の解約)

第14条 契約者は、解約希望日の1ヶ月前までに当社が定める方法により当社に通知することにより、解約希望日をもって利用契約を解約することができるものとする。なお、解約希望日の記載のない場合、又は解約希望通知到達日から解約希望日までの期間が1ヶ月未満の場合、解約希望通知が当社に到達した日より1ヶ月後を契約者の解約希望日とみなすものとする。

2. 契約者は、前項に定める通知が当社に到達した時点において未払いの利用料金等、又は支払い遅延損害金がある場合には、直ちにこれを支払うものとする。

(当社からの利用契約の解約)

第15条 当社は、契約者が次の各号のいずれかに該当すると判断した場合、契約者への事前の通知若しくは催告を要することなく利用契約の全部若しくは一部を解約することができるものとする。

(1) ユーザーID、パスワードを不正に利用した場合

(2) 本サービスの運用を妨害した場合

(3) 本サービスにより利用しうる情報の改ざんを行った場合

(4) 利用申込書、利用変更申込書その他通知内容等に虚偽記入、又は記入もれがあった場合

(5) 支払いを遅延した場合又は支払いを拒否した場合

(6) 支払い停止、又は支払い不能となった場合

(7) 手形、又は小切手が不渡りとなった場合

(8) 差し押さえ、仮差し押さえ若しくは競売の申し立てがあったとき、又は公租公課の滞納処分を受けた場合

(9) 破産、会社更生手続き開始若しくは民事再生手続き開始の申し立てがあったとき、又は信用状態に重大な不安が生じた場合

(10) 監督官庁から営業許可の取り消し、停止等の処分を受けた場合

(11) 利用契約等に違反し当社がかかる違反の是正を催告した後合理的な期間内に是正されない場合

(12) 解散、減資、営業の全部、又は重要な一部の譲渡等の決議をした場合

(13) 利用契約を履行することが困難となる事由が生じた場合

2. 契約者は、前項による利用契約の解約があった時点において未払いの利用料金等、又は支払い遅延損害金がある場合には、当社が定める日までにこれを支払うものとする。

(本サービスの終了)

第16条 当社は、本サービスの提供を終了するときは、契約者に対し事前に通知するものとする。但し、緊急の場合はこの限りではない。

2. 前項の通知は、本サービスの一般公開用ホームページ上に表示することにより行うものとし、表示後1ヵ月経過した時点で全ての契約者に通知したものとみなされるものとする。

3. 当社は、理由の如何を問わず、第1項の通知を行うことにより本サービスの終了により契約者が被った被害について一切免責されるものとする。

(契約終了後の処理)

第17条 契約者は、利用契約が終了した場合、本サービスの利用にあたって当社から提供を受けた機器、ソフトウェア及びそれに関わる全ての資料等（当該ソフトウェア及び資料等の全部、又は一部の複製物を含む。以下同じとする。）を利用契約終了後直ちに当社に返還し、契約者設備などに格納されたソフトウェア及び資料等については、契約者の責任で消去するものとする。

-
-
2. 当社は、利用契約が終了した場合、本サービスの利用にあたって契約者から提供を受けた資料等（資料等の全部、又は一部の複製物を含む。以下同じとする。）を利用契約終了後直ちに契約者に返還し、本サービス用設備などに記録された資料等については当社の責任で消去するものとする。

第3章 サービス

(本サービスの種類と内容)

第18条 当社が一般的に提供する本サービスの種類及びその内容は、別紙「サービス仕様書」(以下、「サービス仕様書」という。)に定めるとおりとし、契約者が具体的に利用できる本サービスの種類は、利用契約で定めるものとする。

2. 契約者は以下の事項を了承の上、本サービスを利用するものとする。

(1)第38条(免責)各項に掲げる場合を含め、本サービスに当社に起因しない不具合が生じる場合があること

(2)前号に定める不具合については、当社は一切その責を免れること

3. 本サービスの内容は利用契約で定めるものとし、次の事項については、利用契約において、明示的に追加されている場合を除き、契約者へ提供されないものとする。

(1)ソフトウェア及びハードウェアに関する問い合わせ並びに障害対応等

(2)磁気テープ媒体、フロッピーディスク媒体、インクリボン、用紙等の消耗品の供給

(3)本サービスにかかるデータの内容、変更等に関する問い合わせ

4. 契約者は、利用契約等に基づいて、本サービスを利用することができるものであり、本サービスに関する知的財産権その他の権利を取得するものでないことを承諾する。

(本サービスの提供区域)

第19条 本サービスの提供区域は、利用契約等で特に定める場合を除き日本国内に限定されるものとする。

(本サービスの提供時間)

第20条 本サービスの提供時間は、サービス仕様書に定めるものとする。

(本サービスの利用制限)

第21条 当社は、第11条の定めに従い、本サービスの提供を中断、若しくは停止することがある。

(再委託)

第22条 当社は、契約者に対する本サービスの提供に関して必要となる業務の全部、又は一部を当社の判断で第三者に再委託することができる。この場合、当社は、当該再委託先(以下「再委託先」という。)に対し、第39条(秘密情報の取り扱い)及び第40条(個人情報の取り扱い)のほか当該再委託業務遂行について利用契約等所定の当社の義務と同等の義務を負わせるものとする。

第4章 利用料金

(本サービスの利用料金)

第23条 本サービスの利用料金は、別紙に定めるとおりとする。

2. 前項の利用料金とは別途に契約者と当社の間で金額を定める必要がある場合は、契約者と当社間で別途必要書面を準備し、当該書面において利用料金を定めるものとする。

(利用料金の支払い義務)

第24条 契約者は、利用契約が成立した日から起算して利用契約の終了日までの期間（以下「利用期間」という。）について、第23条に定める利用料金及びこれにかかる消費税等を利用契約等に基づき支払うものとする。なお、契約者が本条に定める支払いを完了しない場合、当社は、第11条（一時的な中断及び提供停止）第3項の定めに従い、本サービスの提供を停止することができるものとする。

2. 利用期間において、第11条（一時的な中断及び提供停止）に定める本サービスの提供の中断、停止その他の事由により本サービスを利用することができない状態が生じたときであっても、契約者は、利用期間中の利用料金及びこれにかかる消費税等の支払いを要する。

(利用料金の支払い方法)

第25条 契約者は、本サービスの利用料金及びこれにかかる消費税等を、次の各号に記載の支払い条件に基づき、当社に支払うものとする。

- (1)初期費用：支払い期日については、別紙に定めるとおりとし、これにかかる消費税とともに請求書記載の方法により、契約者は当社に支払うものとする。
 - (2)月額費用：支払い期日については、別紙に定めるとおりとし、これにかかる消費税とともに請求書記載の方法により、契約者は当社に支払うものとする。
2. 契約者と前項の金融機関との間で利用料金の決済をめぐる紛争が発生した場合、契約者が自らの責任と負担で解決するものとし、当社は一切の責任を負わないものとする。

(遅延利息)

第26条 契約者が、本サービスの利用料金その他の利用契約等に基づく債務を所定の支払い期日が過ぎてもなお履行しない場合、契約者は、所定の支払い期日の翌日から支払い日の前日までの日数に、年14.5%の利率で計算した金額を延滞利息として、本サービスの料金その他の債務と一括して、当社が指定する期日までに当社の指定する方法により支払うものとする。

2. 前項の支払いに必要な振り込み手数料その他の費用は、契約者の負担とする。

第5章 契約者の義務等

(自己責任の原則)

第27条 契約者は、本サービスの利用に伴い、自己の責に帰すべき事由で第三者（認定利用者を含み、国内外を問わない。本条において以下同じとする。）に対して損害を与えた場合、又は第三者からクレーム等の請求がなされた場合、自己の責任と費用をもって処理、解決するものとする。契約者が本サービスの利用に伴い、第三者から損害を被った場合、又は第三者に対してクレーム等の請求を行う場合においても同様とする。

2. 本サービスを利用して契約者等が提供、又は伝送する情報（データ）については、契約者の責任で提供されるものであり、当社はその内容等についていかなる保証も行わず、また、それに起因する損害についてもいかなる責任も負わないものとする。
3. 契約者は、契約者等がその故意、又は過失により当社に損害を与えた場合、当社に対して、当該損害の賠償を行うものとする。

(利用責任者)

第28条 契約者は、本サービスの利用に関する利用責任者をあらかじめ定めた上、第9条所定の利用申込書に記載して当社へ通知するものとし、本サービスの利用に関する当社との連絡・確認等は、原則として利用責任者を通じて行うものとする。

2. 契約者は、利用申込書に記載した利用責任者に変更が生じた場合、当社に対し、利用変更申込書で速やかに通知するものとする。

(本サービス利用のための設備設定・維持)

第29条 契約者は、自己の費用と責任において、当社が定める条件で契約者設備を設定し、契約者設備及び本サービス利用のための環境を維持するものとする。

2. 契約者は、本サービスを利用するにあたり自己の責任と費用をもって、電気通信事業者等の電気通信サービスを利用して契約者設備をネットワークに接続するものとする。
3. 契約者設備、前項に定めるネットワーク接続並びに本サービス利用のための環境に不具合がある場合、当社は契約者に対して本サービスの提供の義務を負わないものとする。
4. 当社は、当社が本サービスに関して保守、運用上、又は技術上必要であると判断した場合、契約者等が本サービスにおいて提供、伝送するデータ等について、監視、分析、調査等必要な行為を行うことができる。

(ユーザID及びパスワード)

第30条 契約者は、認定利用者に対して利用契約等に基づき開示する場合を除きユーザID及びパスワードを第三者に開示、貸与、共有しないとともに、第三者に漏洩することのないよう厳重に管理（パスワードの適宜変更を含む。）するものとする。ユーザID及びパスワードの管理不備、使用上の過誤、第三者の使用等により契約者自身及びその他の者が損害を被った場合、当社は一切の責任を負わないものとする。契約者等のユーザID及びパスワードによる利用その他の行為は、全て契約者による利用とみなすものとする。

2. 第三者が契約者等のユーザID及びパスワードを用いて、本サービスを利用した場合、当該行為は契約者の行為とみなされるものとし、契約者は利用にかかる料金の支払いその他の債務一切を負担するものとする。また、当該行為により当社が損害を被った場合、契約者は当該損害を補填するものとする。但し、当社の故意、又は過失によりユーザID及びパスワードが第三者に利用された場合はこの限りではない。

(バックアップ)

第31条 契約者は、契約者等が本サービスにおいて提供、伝送するデータ等については、契約者は自らの責任で同一のデータ等をバックアップとして保存しておくものとする。

2. 当社は本サービス運用上で必要と判断される範囲においてデータ等をバックアップするものとするが、契約者に対し、データ等を保証するものではないものとする。
3. 利用契約に基づき当社がデータ等のバックアップに関するサービスを提供する場合を除き、当社はかかるデータ等の保管、保存、バックアップ等に関して、一切責任を負わないものとする。

(禁止事項)

第32条 契約者は本サービスの利用に関して、以下の行為を行わないものとする。

- (1)当社若しくは第三者の著作権、商標権などの知的財産権その他の権利を侵害する行為、又は侵害するおそれのある行為
 - (2)本サービスの内容や本サービスにより利用しうる情報を改ざん、又は消去する行為
 - (3)利用契約等に違反して、第三者に本サービスを利用させる行為
 - (4)法令若しくは公序良俗に違反し、又は当社若しくは第三者に不利益を与える行為
 - (5)他者を差別若しくは誹謗中傷し、又はその名誉若しくは信用を毀損する行為
 - (6)詐欺等の犯罪に結びつく、又は結びつくおそれがある行為
 - (7)わいせつ、児童ポルノ、又は児童虐待にあたる画像、文書等を送信、又は掲載する行為
 - (8)無限連鎖講を開設し、又はこれを勧誘する行為
 - (9)第三者になりすまして本サービスを利用する行為
 - (10)ウィルス等の有害なコンピュータプログラム等を送信、又は掲載する行為
 - (11)無断で第三者に広告、宣伝若しくは勧誘のメールを送信する行為、又は第三者が嫌悪感を抱く、若しくはそのおそれのあるメール（嫌がらせメール）を送信する行為
 - (12)第三者の設備等、又は本サービス用設備等の利用若しくは運営に支障を与える行為、又は与えるおそれのある行為
 - (13)その行為が前各号のいずれかに該当することを知りつつ、その行為を助長する態様・目的で本サービスを利用する行為
2. 契約者は、前項各号のいずれかに該当する行為がなされたことを知った場合、又は該当する行為がなされるおそれがあると判断した場合は、直ちに当社に通知するものとする。
 3. 当社は、本サービスの利用に関して、契約者等の行為が第1項各号のいずれかに該当するものであること、又は契約者等の提供した情報が第1項各号のいずれかの行為に関連する情報であることを知った場合、事前に契約者に通知することなく、本サービスの全部、又は一部の提供を一時停止し、又は第1項各号に該当する行為に関連する情報を削除することができるものとする。但し、当社は、契約者等の行為、又は契約者等が提供、又は伝送する（契約者の利用とみなされる場合も含む。）情報（データを含む。）を監視する義務を負うものではない。

(反社会的勢力との関係排除)

第33条 本条において「反社会的勢力」とは、次の各号の一に該当するものをいう。

- (1)暴力団およびその関係団体
 - (2)暴力団およびその関係団体の構成員
 - (3)総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団、その他これらに属する団体または個人
 - (4)暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する団体または個人
 - (5)その他前各号所定の団体または個人に準ずる者
2. 契約者および当社は、次の各号に定める内容について、表明、確約する。
 - (1)自らが反社会的勢力に該当しないこと、かつ将来にわたっても該当しないこと

-
-
- (2)自らが反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しないこと、かつ将来にわたっても関係を有しないこと
 - (3)自らまたは第三者を利用して、暴力を用いる不当な要求行為、脅迫的な言動、風説の流布・偽計または威力を用いて相手方の信用を毀損または業務を妨害する行為、その他これらに準ずる行為を行わないこと
 3. 契約者および当社は、相手方が前項各号に違反し、または前項第(1)号および第(2)号の規定に基づく表明および確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合、相手方に対してなんらの通知、催告も要せず、直ちに利用契約の全部または一部を解除することができるものとする。
 4. 契約者および当社は、前項の規定による契約解除により相手方に損害が生じて、これを一切賠償しないものとする。
 5. 契約者および当社は、相手方が本条の規定に違反したことにより損害を被った場合、第3項の規定による契約解除にかかわらず、当該損害について損害の賠償を相手方に請求することができるものとする。

(認定利用者の遵守事項等)

第34条 第9条の定めに基づき、当社が、認定利用者による本サービスの利用を承諾した場合、契約者は、認定利用者との間で、次の各号に定める事項を含む契約を締結し、認定利用者これらの事項を遵守させるものとする。

- (1)認定利用者は、利用契約等の内容を承諾した上、契約者と同様にこれらを遵守すること。但し、利用規約等のうち、利用料金の支払い義務など条項の性質上、認定利用者に適用できないものを除く。
 - (2)契約者と当社間の利用契約が理由の如何を問わず終了した場合は、認定利用者に対する本サービスも自動的に終了し、認定利用者は本サービスを利用できないこと。
 - (3)認定利用者は、第三者に対し、本サービスを利用させないこと。
 - (4)本サービスの提供に関して当社が必要と認めた場合には、契約者が、当社に対して、必要な範囲で、認定利用者から事前の書面による承諾を受けることなく秘密情報を開示することができること、また、当社は第22条(再委託)所定の再委託先に対して、再委託のために必要な範囲で、契約者から事前の書面による承諾を受けることなくかかる秘密情報を開示することができること。但し、当該秘密情報に関して、当社は利用規約に定める秘密情報と同等の管理を行う義務を負うものとする。
 - (5)認定利用者は、請求原因の如何を問わず、本サービスに関して当社に損害賠償請求等の請求を含め、一切の責任追及を行うことができないことを承諾するとともに、当社に対して一切の責任追及を行わないこと。
2. 契約者は、当社から受領した本サービスに関する通知その他の連絡事項に関し、認定利用者に対し、速やかに伝達するものとする。

(認定利用者が利用契約に違反した場合の措置)

第35条 第10条(認定利用者による利用)の定めに基づき、当社が、認定利用者による本サービスの利用を承認した場合において、認定利用者が、前条第1項各号所定の条項に違反した場合、契約者は、速やかに当該違反を是正させるものとする。

2. 認定利用者が、前条第1項各号所定の条項に違反した日から1ヶ月間経過後も、当該違反を是正しない場合、当社は、次の各号に定める措置を講ずることができるものとする。
 - (1)当該認定利用者に対する本サービスの提供を停止すること
 - (2)当社と契約者との間での利用契約の全部、若しくは当該認定利用者の本サービス利用に関する部分を含め一部を解除すること

第6章 当社の義務等

(善管注意義務)

第36条 当社は、本サービスの利用期間中、善良なる管理者の注意をもって本サービスを提供するものとする。但し、利用契約等に別段の定めがあるときはこの限りでないものとする。

(本サービス用設備等の障害等)

第37条 当社は、本サービス用設備等について障害があることを知ったときは、遅滞なく契約者にその旨を通知するものとする。

2. 当社は、当社の設置した本サービス用設備に障害があることを知ったときは、遅滞なく本サービス用設備を修理、又は復旧する。
3. 当社は、本サービス用設備等のうち、本サービス用設備に接続する当社が借り受けた電気通信回線について障害があることを知ったときは、当該電気通信回線を提供する電気通信事業者に修理、又は復旧を指示するものとする。
4. 上記のほか、本サービスに不具合が発生したときは、契約者及び当社はそれぞれ遅滞なく相手方に通知し、両者協議の上各自の行うべき対応措置を決定した上でそれを実施するものとする。

(免責)

第38条 当社は、本サービスに関連して発生した契約者等のいかなる損害（逸失利益及び第三者から契約者、又は利用者に対してなされたクレーム、損害賠償請求等に基づく損害を含む。）についても、一切責任を負わないものとする。

2. 当社は、本サービスの利用に遅延、又は中断（前条の中断を含むが、これに限らない。）が生じても補償の責任を一切負わないものとし、契約者等が被った損害（逸失利益を含む。）に関し、何らの責任も負わないものとする。
3. 当社は、ユーザーID、パスワードによってサーバーに収録、蓄積された情報の消失、又は毀損に関して何らの責任も負わないものとする。
4. 但し、前項免責事項に関して、当社に故意又は重大な過失がある場合はこの限りではないものとする。
5. 前項但し書きにより、当社が責任を負担する場合は、第4章に定める過去3ヶ月の平均月額額の範囲内で責任を負担するものとする。

第7章 秘密情報等の取り扱い

(秘密情報の取り扱い)

第39条 契約者及び当社は、本サービス遂行のため相手方より提供を受けた技術上、又は営業上その他業務上の情報のうち、相手方が特に秘密である旨あらかじめ書面で指定した情報で、提供の際に秘密情報の範囲を特定し、秘密情報である旨の表示を明記した情報（以下「秘密情報」という。）を第三者に開示、又は漏洩しないものとする。但し、相手方からあらかじめ書面による承諾を受けた場合及び次の各号のいずれかに該当する情報についてはこの限りではない。

- (1)秘密保持義務を負うことなく既に保有している情報
 - (2)秘密保持義務を負うことなく第三者から正当に入手した情報
 - (3)相手方から提供を受けた情報によらず、独自に開発した情報
 - (4)利用契約等に違反することなく、かつ、受領の前後を問わず公知となった情報
 - (5)本条に従った指定、範囲の特定や秘密情報である旨の表示がなされず提供された情報
2. 前各項の定めにかかわらず、契約者及び当社は、秘密情報のうち法令の定めに基づき、又は権限ある官公署からの要求により開示すべき情報を、当該法令の定めに基づく開示先、又は当該官公

署に対し開示することができるものとする。この場合、契約者及び当社は、関連法令に反しない限り、当該開示前に開示する旨を相手方に通知するものとし、開示前に通知を行うことができない場合は開示後速やかにこれを行うものとする。

3. 秘密情報の提供を受けた当事者は、当該秘密情報の管理に必要な措置を講ずるものとする。
4. 秘密情報の提供を受けた当事者は、相手方より提供を受けた秘密情報を本サービス遂行目的の範囲内でのみ使用し、本サービス遂行上必要な範囲内で秘密情報を化体した資料等（以下本条において「資料等」という。）を複製、又は改変（以下本項においてあわせて「複製等」という。）することができるものとする。この場合、契約者及び当社は、当該複製等された秘密情報についても、本条に定める秘密情報として取り扱うものとする。なお、本サービス遂行上必要な範囲を超える複製等が必要な場合は、あらかじめ相手方から書面による承諾を受けるものとする。
5. 前各項の規定に関わらず、当社が必要と認めた場合には、第22条（再委託）所定の再委託先に対して、再委託のために必要な範囲で、契約者から事前の書面による承諾を受けることなく秘密情報を開示することができる。但しこの場合、当社は再委託先に対して、本条に基づき当社が負う秘密保持義務と同等のものを負わせるものとする。
6. 秘密情報の提供を受けた当事者は、相手方の要請があったときは資料等（本条第4項に基づき相手方の承諾を得て複製、改変した秘密情報を含む。）を相手方に返還し、秘密情報が契約者設備、又は本サービス用設備に蓄積されている場合はこれを完全に消去するものとする。
7. 本条の規定は、本サービス終了後も有効に存続するものとする。

（個人情報の取り扱い）

- 第40条 契約者及び当社は、本サービス遂行のため相手方より提供を受けた営業上その他業務上の情報に含まれる個人情報（個人情報の保護に関する法律に定める「個人情報」をいう。以下同じとする。）を本サービス遂行目的の範囲内でのみ使用し、第三者に開示、又は漏洩しないものとするとともに、個人情報に関して個人情報の保護に関することを含め関連法令を遵守するものとする。
2. 個人情報の取り扱いについては、前条（秘密情報の取り扱い）第3項乃至第6項の規定を準用するものとする。
 3. 本条の規定は、本サービス終了後も有効に存続するものとする。

以 上

さくら UTOPIA クラウド EDI サービス サービス仕様書

さくら UTOPIA クラウド EDI サービス仕様書（以下「本仕様書」といいます）は、当社が契約者向けに提供する、さくら UTOPIA クラウド EDI サービス（以下「本サービス」といいます）の仕様を定めるものです。契約者毎に適用されるサービス種別と内容は、当社所定の利用申込書にて下記詳細仕様より選択のうえ当社に提出し、当社がこれを承諾した時に確定するものとします。

I.用語の定義

本仕様書において、次の用語はそれぞれ以下の意味で使用します。

利用規約	本利用規約に基づき株式会社さくらケーシーエス（以下「当社」といいます）と契約者の間に締結される本サービスの提供に関する契約
さくら UTOPIA クラウド EDI サービス仕様書	利用規約の一部を構成するものとして、当社が所定の方法により提示する基本サービスおよびオプションサービスの内容を記載した文書
契約者	本利用規約に基づく利用契約を当社と締結し、本サービスの提供を受ける者
認定利用者	当社が契約者の関連会社（契約者と出資、人事、資金又は技術等に関する継続的な関係を有する会社）又は取引先（仕入先若しくは得意先その他契約者と継続的な契約関係を有する者）と認定し、利用契約等に基づき本サービスの利用を承諾した者

本仕様書に定めのない事項については利用規約が適用されるものとし、本仕様書と利用規約の間に異なる定めがある場合は仕様書の定めが優先されます。

II.サービス概要

さくら UTOPIA クラウド EDI サービスとは、当社が提供する伝送および通信設備を共用型で提供するデータ交換サービスの名称です。

当社は、次の2種類のデータ集配信を契約者に提供します。

- (1) 企業間データ交換（EDI）：金融機関や企業間取引にて利用される EDI メッセージ標準を基本とする。
- (2) サービス間ファイル連携：プリント用 PDF データやその他サービスへのファイル連携等、金融機関や企業間取引にて利用される EDI メッセージ標準以外のデータ。
文字コードやフォーマット変換・伝送後/滞留データの保管は行わない。

III.技術仕様

1. 伝送仕様

(1)伝送プロトコル 仕様

- ①全銀 T C P / I P
- ②流通 B M S 手順（J X 手順・e b X M L 手順）
- ③ F T P 手順 ※閉域網かつ完全性の取決めを前提とする
- ④ B A C R E X 手順（B A C R E X クライアントを提供）
- ⑤ H U L F T
- ⑥ インターネット F T

(2)伝送起動 仕様

- ①当方起動：本サービスより指定時間に起動し、受信する。
- ②相手起動：本サービスの監視機能にて指定時間に受信したか監視する。

2. 回線 仕様

種別	説明
インターネット回線	マルチホーミング 10M/100M 共用型ベストエフォート。 マルチホーミング 1M/10M。 専用帯域
閉域 IP 網 (Connequire)	株式会社 NTT データ提供の閉域網サービスを用いた回線。 AnserDATAPORT 接続サービス基盤。 1 回線 (1 M) デュアル

※契約者にて準備する専用回線は本仕様に含まれません。

※回線数は変動することがあります。

3. 文字コード 仕様

文字コード	説明
ASCII	8bit-JIS + Shift-JIS 漢字コード
EBCDIC	EBCDIC タイプ※ IBM 漢字 + エスケープ文字
SJIS	漢字 8bit-JIS + Shift-JIS 漢字コード
JIS	漢字 7bit-JIS(仮名を含む) + JISX0208 漢字コード 入力に際しては、8bit-JIS による仮名も認める
EUC	漢字 7bit-JIS + EUC 漢字コード + EUC 半角仮名コード
IBM	漢字 EBCDIC タイプ※ ¹ + IBM 漢字 + エスケープ文字
JEF	漢字 EBCDIC タイプ※ ¹ + EUC 漢字コード + エスケープ文字
KEIS	漢字 EBCDIC タイプ※ ¹ + EUC 漢字コード + エスケープ文字
NEC	漢字 EBCDIC タイプ※ ¹ + JIPSE 漢字コード + エスケープ文字
SPC1	8bit-JIS + IBM 漢字コード + エスケープ文字
SPC2	EBCDIC タイプ※ ¹ + JISX0208 漢字コード + エスケープ文字
UTF-8	Unicode(UCS-2)コードを 1 バイトから 3 バイトにて表現 1 バイトコードは ASCII に対応
UTF-16(BE)	Unicode(UCS-2)コード バイトオーダーはビッグエンディアン
UTF-16(LE)	Unicode(UCS-2)コード バイトオーダーはリトルエンディアン
Shift_JIS-2004	JIS X 0201 + JIS X 0213:2004
ISO-2022-JP-2004	ISO/IEC 646 国際基準版 + JIS X 0213:2004 + エスケープ文字
EUC-JIS-2004	ISO/IEC 646 国際基準版 + JIS X 0213:2004

※1 EBCDICタイプについては、お問い合わせください

コード変換を利用する上での一部制約事項があります。

4. ファイルフォーマット 仕様

- (1) C I I 標準
- (2) U N / E D I F A C T (J E D I C O S など)
- (3) A N S I X . 1 2
- (4) X M L (c X M L 他)

- (5) C I F (A C S N用)
- (6) C S V形式
- (7) 固定長／可変長形式
- (8) PDF、その他ファイル（サービス間ファイル連携のみ利用可）

5. 伝送ファイル仕様

(1) 企業間データ交換

項目	仕様
ファイルサイズ 制限	100MB/1 ファイル
データ伝送量 制限	100MB/1 日、200MB/1 か月合計
保存形式	送信用ファイル形式のデータを保存
保存期間 ※2	45 日
未送信滞留データ保存期間	45 日

(2) サービス間ファイル連携

項目	仕様
ファイルサイズ上限	1GB/1 ファイル
データ伝送量 制限	1GB/1 日、20GB/1 か月合計
保存形式	送信用ファイル形式のデータを保存
保存期間 ※2	保存期間は設けない。送受信終了後は即時削除。
未送信滞留データ保存期間	2 日 ※3

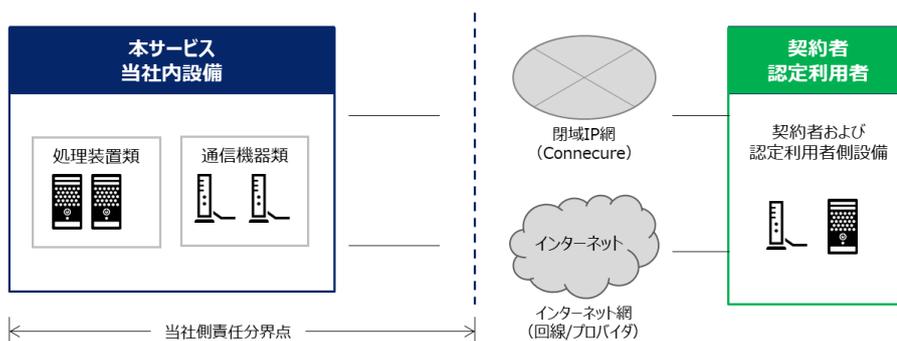
※2 保存期間とは、当該サービスの対象となるシステム上で再度登録可能な期間を指します。

※3 通信が未完了の滞留保障期間は 1 日、データ使用量に問題無ければ翌々日夜間に削除されます。

6. 管理範囲と責任分界点

接続先 取扱地域については、基本 日本国内とします。

本サービスにおける、当社管理範囲、並びに責任分界点は、以下の通りです。



【凡例】

- ① 当社内設備・・・データセンター内におけるファシリティ設備（ラック、電源、空調など）
- ② 処理装置類・・・当該サービスを提供する機器
- ③ 通信機器類・・・モデム、ルータ、及び回線終端装置、当社 内接続回線など

IV. 提供サービス 仕様

1. 基本利用 サービス 仕様

基本サービスの提供内容は以下の通りです。

(1)伝送プロトコルによるデータ通信

①接続先登録、ファイル登録、管理ジョブの登録を行い、相手起動による伝送を提供します。

②ジョブによる運用管理を行い、異常発生時にはメールにて通知します。

(2)運用支援

①EDI 仕様全般に関する問い合わせに対応します。

②データ発生状況、通信エラー、ファイルの再セット等、通信に関する問い合わせに対応します。

ファイルの再セット対応については、基本利用時間のみ対応します。

③伝送ログを提供します。

i.提供方法：さくら UTOPIA クラウド EDI サービス 問い合わせ窓口への提供依頼に対して、契約者にメールで送付します。

ii.伝送ログ詳細：ファイル単位で、通信時間(開始・終了)、伝送回数、通信状況等を参照可能です。

iii.EDI ログ保管ポリシー：最大1年分の参照が可能です。

利用時間に応じてオプションを選択します。

(1)基本利用時間

平日利用：月～金 8：00 ～ 20：00（当社が定める年末年始および休祝日を除く）

(2)オプション利用時間

①365日オプション：365日8：00 ～ 20：00

②フルタイムオプション：365日3：00 ～ 23：00

2. 接続サービス 仕様

契約者-本サービス間、本サービス-契約者の取引先間の接続を行います。

契約者から提供される当社所定の伝送設定依頼書に基づき、設定を行います。実装時、接続テスト1回を含みます。

伝送設定依頼書を受領してから15営業日を目安に提供を開始しますが、依頼数量によっては、別途開始日を調整する場合があります。

(1)基本サービス

本仕様書III-1.2.に記載の伝送プロトコルおよび通信回線を使用した環境を提供します。

(2)オプションサービス

以下のオプションを提供します。

①インターネット接続オプション

契約者-本サービス間においてデータを伝送する場合に、基本サービスと別帯域の回線を提供します。

帯域を共用100M、専用1M/10Mから選択できます。

②独自回線敷設利用および共用ラック

契約者にて専用回線を準備する場合に、終端装置およびネットワーク機器を設置するための共用

ラックを提供します。回線とネットワーク機器は契約者にて準備されるものとします。

③クライアント証明書オプション

取引先との通信において証明書が必要となる場合に、当社サービス内に証明書を登録します。
証明書の手配および更新は契約者にて行われるものとします。

④センターサービスコネク

本サービスと当社センター内の他サービスとの連携において、LAN による接続環境を提供します。

3. 取引ファイル 仕様

伝送されるファイルに対し、利用用途に応じたサービスを提供します。

契約者から提供される当社所定の伝送設定依頼書に基づき、設定を行います。

伝送設定依頼書を受領してから 15 営業日を目安に提供を開始しますが、依頼数量によっては、別途開始日を調整する場合があります。

(1) 基本サービス

①取引ファイル利用

本サービスに登録する取引ファイル数の合計を契約し、次のサービスを提供します。

i. 企業間データ交換 (EDI)

本仕様書Ⅲ-3.に記載の文字コード仕様、Ⅲ-4.に記載のファイルフォーマット仕様に基づいた取引ファイル定義の環境作成と提供を行います。

基本サービスには、改行コード変換(無し⇔有り)、文字コード変換(EBCDIC⇔SJIS)の設定を含みます。

ii. サービス間ファイル連携

本仕様書Ⅲ-3.に記載の文字コード仕様、Ⅲ-4.に記載のファイルフォーマット仕様に基づいた取引ファイル定義の環境作成と提供を行います。

本ファイルでは、文字コード変換、フォーマット/レイアウト変換、ファイル集約/分割オプションの提供はありません。

②伝送回数

上記のファイル利用料に加え、各取引ファイルの月間伝送回数の合計を加算します。

1 テーブル 100 回単位の単価を実績に応じて乗算します。なお、100 回に満たない場合は切り上げてカウントします。

当月末時点の実績に基づき、翌月に課金します。伝送回数実績は、契約者からの依頼に基づき、月次報告します。

i. 報告時期：当月末時点の実績を翌月 10 営業日以内に提供。

ii. 提供方法：契約者の提供依頼時に、いずれかの方法を選択します。

(a)メールで提供。あらかじめ登録された契約者のメールアドレスに送付。

(b)EDI 送信で提供。本サービスの伝送仕様で対応可能な EDI 送信。

iii. 提供内容：ファイル単位の通信データ量、伝送回数の月次集計。

(2) オプションサービス<企業間データ交換 (EDI) 向け>

企業間データ交換 (EDI) において、下記のオプションを提供します。

1 ファイル単位でオプション選択が可能です。

①文字コード変換オプション

基本提供以外の本仕様書Ⅲ-3.に記載の文字コード仕様に変換するオプションです。

②フォーマット/レイアウト変換オプション

本仕様書Ⅲ-4.に記載のファイルフォーマット仕様への変換・レイアウトを変換するための環境作成と提供を行うオプションです。

③ファイル集約/分割オプション

契約者から集配信したファイルを分割、または取引先から集配信した複数ファイルを集約するための環境作成と提供を行うオプションです。

本オプションを利用する場合、設定費は利用数量に応じた個別見積とします。また、利用開始日も内容に応じて決定するものとします。

(3)オプションサービス<共通>

企業間データ交換（EDI）およびサービス間ファイル連携において、下記のオプションを提供します。

①スケジュール運用オプション

当社 EDI サービスにてスケジュール起動を行う場合のオプションです。
1 ファイル単位でオプション選択が可能です。

②チェック処理オプション

処理が起動しているかどうか定期的に起動有無チェックを行うオプションです。
対象処理に対する月間のチェック回数合計をカウントします。
回数合計については、1 テーブル 100 回単位の単価を実績に応じて乗算します。なお、100 回に満たない場合は切り上げてカウントします。
チェック回数実績は、契約者からの依頼に基づき、月次報告します。
i. 報告時期：当月末時点の実績を翌月 10 営業日以内に提供。
ii. 提供方法：契約者の提供依頼時に、いずれかの方法を選択します。
(a)メールで提供。あらかじめ登録された契約者のメールアドレスに送付。
(b)EDI 送信で提供。本サービスの伝送仕様で対応可能な EDI 送信。

③監視オプション

次のオプションにて、監視の拡張を行います。
検知時は、いずれも指定された宛先にメール通知します。
1 ファイル単位でオプション選択が可能です。

i. 件数チェック

受信した件数が指定件数（想定閾値）以下であった場合、異常として検知します。

ii. 指定時間伝送完了確認

発信・送信のファイルに対して、指定の時間に伝送が正常に完了していない場合、異常として検知します。

iii. 滞留監視

着信・送信のファイルに対して、一連の処理内で、送信完了までを監視するオプションです。

④監視検知時の電話連絡オプション

監視にて異常が検知された場合のメール通知及び、あらかじめ取り決めた連絡先に電話で連絡をするオプションです。

⑤スケジュール維持管理オプション

スケジュール運用オプションを利用している取引ファイルに対し、定期的に伝送スケジュールの更新が必要となる場合にジョブスケジュールを変更するためのオプションです。
変更となるスケジュールの情報は、初回適用日の 15 営業日前までに提供されるものとします。

⑥運用実績報告 オプション

毎月、当社所定フォーマットの報告書を契約者にメール送付するオプションです。

4. データ伝送量 仕様

取引ファイルにおいて集配信される月間データ量合計に応じて課金します。

以下の 2 つのタイプから選択できますが、1 契約における併用はできません。

(1)明細数による伝送実績

- ①120 バイトを 1 明細とし、1 テーブル 5000 件単位の単価を実績に応じて乗算します。
- ②5000 件に満たない明細は切り上げてカウントします。
- ③集計対象は、明細行以外のヘッダ情報を含めた全データ量です。

(2)データ量による伝送実績

- ①当月内の月間伝送量をメガバイト換算します
- ②1 メガバイトに満たないデータ量は切り上げてカウントします。
- ③テーブルは企業間データ交換 (EDI) 向けまたはファイル連携向けから選択することができます。

(3)課金について

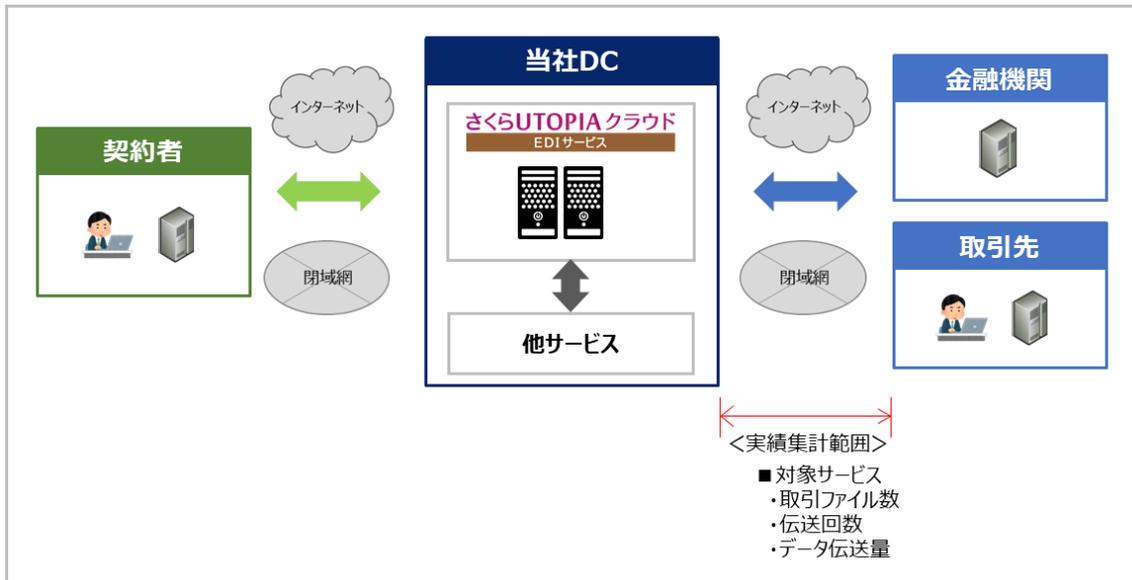
- ①当月末時点の実績に基づき、料金テーブルに応じた料金を翌月に課金します。
- ②通信データ量実績は、契約者からの依頼に基づき、月次報告します。
 - i .報告時期：当月末時点の実績を翌月 10 営業日以内に提供。
 - ii .提供方法：契約者の提供依頼時に、いずれかの方法を選択します。
 - (a)メールで提供。あらかじめ登録された契約者のメールアドレスに送付。
 - (b)EDI 送信で提供。本サービスの伝送仕様で対応可能な EDI 送信。
 - iii .提供内容：ファイル単位の通信データ量、伝送回数の月次集計。

5. サービスにおける利用実績を集計する範囲について

本サービスでは、伝送回数およびデータ量に応じた契約を行います。
利用実績としてカウントする範囲については以下の通りです。

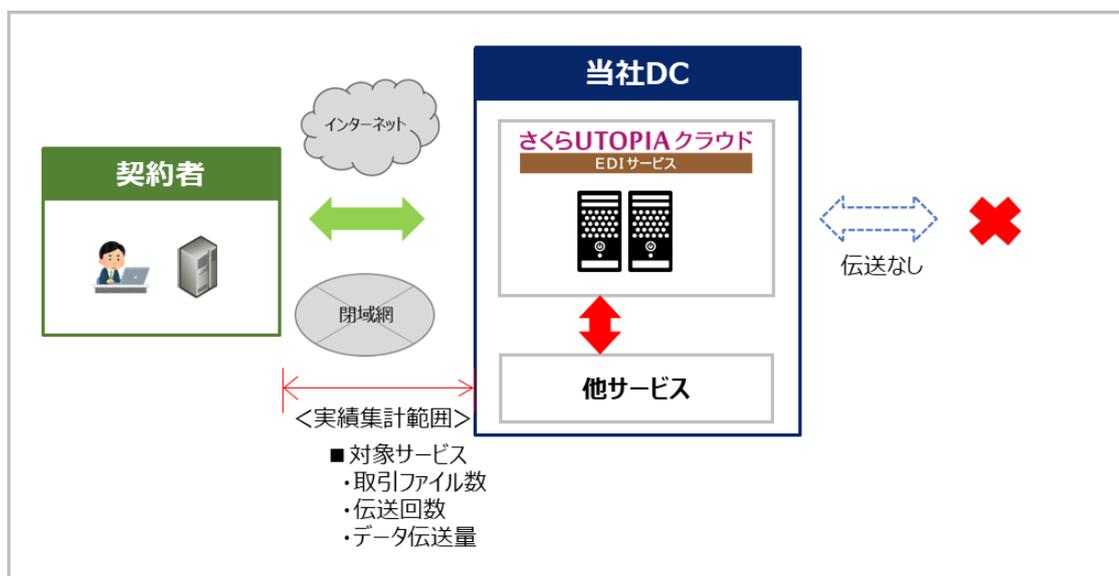
(1) 企業間データ交換（EDI）およびサービス間ファイル連携

本サービスを経由して契約者と金融機関/取引先間で双方のデータ伝送が行われる場合は、本サービスと金融機関/取引先の通信を実績範囲とします。



(2) サービス間ファイル連携

本サービスを経由して契約者と当社他サービス間で双方のデータ伝送が行われ、金融機関/取引先へのデータ伝送が行われない場合は、本サービスと契約者間の通信を実績範囲とします。



V. 共通サービス仕様

1. サービス提供時間

- (1)運用日 365日
- (2)運用時間 3:00~23:00
- (3)保守時間 23:00~翌3:00

(4)メンテナンスに関する通知

保守時間以外にメンテナンスを実施する場合は、事前（原則 15 日前まで）に当社から通知します。ただし、緊急を要する場合、又は大規模なメンテナンスが必要な場合においては、この限りではありません。

メンテナンスの通知は下記いずれかの方法で行います。

i. さくら UTOPIA サポートサイト インフォメーションへの掲載

URL : <https://www.kcs.co.jp/ja/service/utopia/info.html>

ii. 当社営業担当者からの連絡

2. 本サービスの問い合わせ受付時間および対応時間

- (1)受付時間：24 時間 365 日（電話または E メール）
- (2)対応時間：平日営業時間内 月～金 8:00~20:00（当社が定める年末年始および休祝日を除く）

<さくら UTOPIA クラウド EDI サービス 問い合わせ窓口>

電話番号：0120-391-374

メールアドレス：host-unyou@kcs.co.jp

3. ディザスタリカバリ仕様

サービス運用に対し、物理的にサービス提供が困難な状況に対して、遠隔地で縮退運転に切替える機能を有します。

(1)保存形式 目標復旧基準

	目標項目	目標値	備考
業務停止	RPO(目標復旧地点)	1 営業日前の時点	
	RTO(目標復旧時間)	1 営業日以内	移動時間含む
	RLO(目標復旧レベル)	個別 BCP 記載の優先業務	
大型災害時	システム再開目標	3 日以内に再開	移動時間含む

(2)縮退運転時仕様

種別	通常仕様	縮退仕様
インターネット回線		
接続仕様	マルチホーミング	シングル (10M ベストエフォート)
閉域 IP 網		
Connecure 回線	1 回線 (1M) ※デュアル	1 回線 (0.2M ベストエフォート)

※契約者独自の専用回線はこれに含みません。

※回線数に関しては、変動することがあります。

以上

さくら UTOPIA クラウド EDI サービス インターネット FT サービス仕様書

インターネット FT サービス仕様書（以下「FT 仕様書」といいます）について、サービス固有の仕様を定めるものです。「別紙 A」のさくら UTOPIA クラウド EDI サービス仕様書（以下「EDI 仕様書」といいます）が適用されるものとしますが、FT 仕様書と EDI 仕様書の間に異なる定めがある場合は、FT 仕様書の定めが優先されます。

I. サービス概要

インターネット FT（以下「本サービス」といいます）とは、インターネットを利用した HULFT ベースのセキュアなファイル授受サービスです。EDI サービスと連携し、取引先や金融機関とのファイル授受が利用できます。

本サービスの一部は株式会社セゾン情報システムズが提供する「HULFT WebFileTransfer」(以下「HULFT-WebFT」といいます) を利用したもので、当社は株式会社セゾン情報システムズとの使用許諾契約に基づき、本サービスを提供します。

※参考 URL：株式会社セゾン情報システムズ 使用許諾契約書
(https://www.hulft.com/application/files/4516/4877/6457/license_agreement_20220401.pdf)

II. サービス仕様

1. 提供サービス内容

契約者に提供される本サービスの基本構成は次の通りです。

(1) 利用アカウント

管理者用アカウント、利用者用アカウント 各 1 アカウントを提供します。

利用者用アカウントをオプションで追加することができます。

(2) ストレージ

データ格納用ストレージを提供します。

ストレージ内には、1 契約あたり 1GB のデータを格納することができます。

(3) API クライアントソフト

Web ブラウザを利用することなく、ホスト間の自動化通信が可能となる API を提供します。

Java ベースのコマンドクライアントひな型を提供します。

サービス利用開始時に、フォルダ名や認証情報を通知しますので、契約者にてコマンドクライアントの設定を行うものとします。

また、コマンドクライアントのインストールおよびファイルの格納は契約者にて準備するコンピュータに行われるものとします。

2. サービス仕様

(1) 対応プロトコル

① HTTPS (Web ブラウザ)

② HTTPS (API)

API は HULFT-WebFT に含まれるクライアントソフトで実現します。

(2)セキュリティ詳細

項目	内容
パスワード	パスワードの変更はユーザーごとに Web ブラウザを利用して実施。
経路暗号化	SSL/TLS 通信により、インターネット通信経路を暗号化。
データ暗号化	サーバ保存時にファイル暗号化。

(3)ファイル仕様 詳細

項目	内容
ファイル授受	ファイルの送受信は、利用者起動。 本サービスのサーバからの起動はできません。
ファイルダウンロード回数	1回。 ダウンロードを実行すると、ファイルは自動的に削除されます。
ファイルサイズ上限	EDI 仕様書 III-5-(2)に記載

(4)アカウント仕様

管理者アカウントおよび利用者アカウントに割り当てられる権限は次の通りです。

機能	管理者	利用者
ファイルのアップロード/ダウンロード	○	○
転送履歴の閲覧 ・フォルダに対するアップロード/ダウンロード履歴の閲覧	○	×
操作ログの閲覧 ・コマンド実行ログ、ファイルアクセスログ	○	×
フォルダイベントの履歴 ・特定のフォルダに対する履歴	○	×
ダウンロード履歴 ・ツールのダウンロード履歴	○	×

(5)クライアント環境 システム要件

項目	内容
Web ブラウザ	・ Google Chrome ・ Firefox ・ Microsoft Edge
コマンドクライアント	・ Oracle JDK7 ・ Oracle JDK8 ・ Oracle JDK11 ・ AdoptOpenJDK(HotSpot) JDK11
データ検証	任意のタイミングでサーバ保存ファイルの検証が可能。

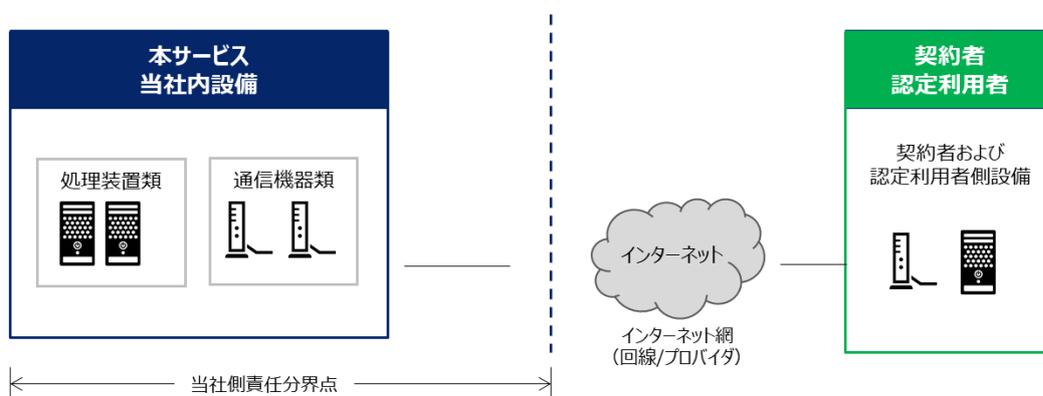
※クライアント環境は、株式会社セゾン情報システムズ提供の情報より抜粋。

<https://www.hulft.com/software/hulft-webft/os>

3. 管理範囲と責任分界点

接続先 取扱地域については、基本 日本国内とします。

本サービスにおける、当社管理範囲、並びに責任分界点は、以下の通りです。



【凡例】

- ① 当社内設備・・・データセンター内におけるファシリティ設備（ラック、電源、空調など）
- ② 処理装置類・・・当該サービスを提供する機器
- ③ 通信機器類・・・モデム、ルータ、及び回線終端装置、当社 内接続回線など

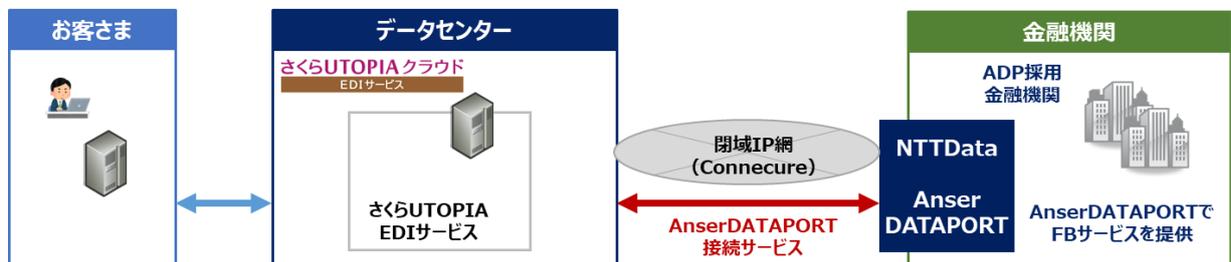
以上

さくら UTOPIA クラウド EDI サービス AnserDATAPORT 接続サービス 仕様書

AnserDATAPORT 接続サービス仕様書（以下「ADP 接続仕様書」といいます）について、サービス固有の仕様を定めるものです。「別紙 A」のさくら UTOPIA クラウド EDI サービス仕様書（以下「EDI 仕様書」といいます）が適用されるものとしませんが、ADP 接続仕様書と EDI 仕様書の間異なる定めがある場合は、ADP 接続仕様書の定めが優先されます。

I. サービス概要

AnserDATAPORT 接続サービス（以下「本サービス」といいます）は、AnserDATAPORT を採用してファームバンキングサービスを提供する金融機関との伝送において、TCP/IP 手順・広域 IP 網に対応した閉域 IP 網を用いた通信を提供します。



本サービスの一部は株式会社エヌ・ティ・ティ・データが提供する「Connecure」を利用したもので、当社は株式会社エヌ・ティ・ティ・データの利用規約および仕様に基づきサービスを提供します。

II. サービス仕様

1. 通信環境

- (1) 「Connecure」により、インターネットから完全に遮断された閉域網を使用します。Connecure 網内は他利用者の回線と論理的に分離されており、混信・盗聴を防止します。
- (2) 各金融機関が提供する AnserDATAPORT までの通信は、デュアル構成を提供します。（メイン・サブ回線。障害時は自動切替）
- (3) 回線帯域等
 - 1 回線（1 Mbps）デュアル

2. 接続先について

- (1) 1 契約につき、金融機関 20 接続まで提供可能です。
- (2) 20 接続を超過する場合は、20 接続単位で契約を追加することができます。
- (3) 上限は 100 接続です。

3. 「Connecure」メンテナンスについて

通信環境は 24 時間 365 日提供されますが、下記の日程でメンテナンスが実施される場合があります。

- (1) 毎月第 1・3 月曜日 02:00 ~ 06:00

- (2)毎年1月1日 00:00 ~ 1月2日 06:00
- (3)憲法記念日、みどりの日 02:00 ~ 06:00

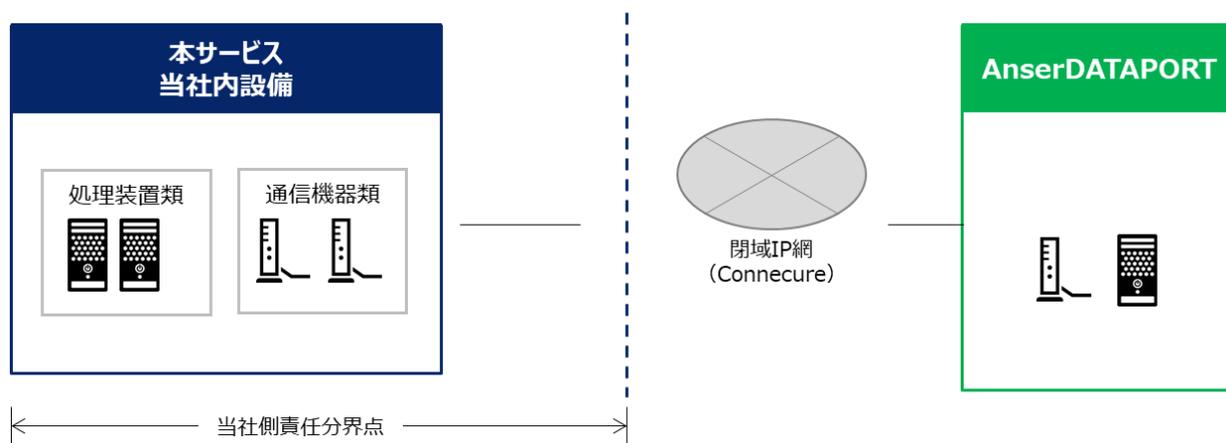
障害による緊急メンテナンスはこの限りではありません。

また、予告メンテナンス通知については、株式会社エヌ・ティ・ティ・データからのメンテナンス通知を当社が受領した後に当社が定める通知方法で契約者へ行うものとします。

4. 管理範囲と責任分界点

接続先 取扱地域については、基本 日本国内とします。

本サービスにおける、当社管理範囲、並びに責任分界点は、以下の通りです。



【凡例】

- ① 当社内設備・・・データセンター内におけるファシリティ設備（ラック、電源、空調など）
- ② 処理装置類・・・当該サービスを提供する機器
- ③ 通信機器類・・・モデム、ルータ、及び回線終端装置、 当社 内接続回線など

以上